

(4) 区画街路

決定年月日 告示番号	種別	名称		位置		延長	幅員	備考
		番号	路線名	起点	終点			
昭56. 2. 10 区告第 74 号	区画街路	練区街1	練馬区画街路第1号線	練馬区早宮三丁目	練馬区練馬一丁目	約1,140m	15m	平元. 3. 20 区告第159号 終点位置および延長の変更 平 3. 8. 7 区告第579号 交通広場の追加 平27. 9. 24 区告第564号 起点位置、延長および一部線形の変更 車線数の決定 2車線
				〔なお、練馬一丁目地内に約7,400㎡の交通広場を設ける。〕 〔ただし、約2,700㎡は嵩上式とする。〕				
	〃	練区街2	練馬区画街路第2号線	練馬区練馬一丁目	練馬区練馬一丁目	400	12～16	
昭63. 6. 10 区告第 284 号	〃	練区街3	練馬区画街路第3号線	練馬区豊玉北六丁目	練馬区豊玉北五丁目	130	12	
昭63. 6. 16 都告第 605 号	〃	練区街4	練馬区画街路第4号線	練馬区石神井町二丁目	練馬区石神井町二丁目	210	15～20	平 8. 2. 9 都告第112号 延長、交通広場の区域の変更
			(なお、石神井町二・三・四丁目各地内に約2,900㎡の交通広場を設ける。)					
平 2. 4. 6 区告第 212 号	〃	練区街5	練馬区画街路第5号線	練馬区高野台一丁目	練馬区高野台一丁目	80	12	
			(なお、高野台一丁目地内に約2,000㎡の交通広場を設ける。)					
平 2. 12. 6 区告第 865 号	〃	練区街6	練馬区画街路第6号線	練馬区東大泉六丁目	練馬区東大泉五丁目	120	15	
			〔なお、東大泉五丁目および六丁目各地内に約5,300㎡の交通広場を設ける。〕 〔ただし、約1,400㎡は嵩上式とする。〕					
平11. 2. 26 都告第 183 号	〃	練区街7	練馬区画街路第7号線	練馬区石神井町四丁目	練馬区石神井町三丁目	270	15	2車線
令3. 11. 26 区告第 552 号	〃	練区街8	練馬区画街路第8号線					交通広場の設置（練馬区関町北四丁目地内 面積約5,200㎡）